

証券コード：9204
平成20年6月9日

株 主 各 位

東京都港区浜松町一丁目30番5号
スカイマーク株式会社
代表取締役会長兼社長 西久保慎一

第12回定時株主総会招集ご通知

拝啓 益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、当社第12回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、平成20年6月23日(月曜日)午後6時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成20年6月24日(火曜日) 午前10時
2. 場 所 東京都大田区羽田空港三丁目3番2号
羽田空港第一旅客ターミナルビル6階
「ギャラクシーホール」
(前回の会場とは異なりますので末尾の会場ご案内図をご参照のうえ、お間違えのないようお願い申し上げます)
3. 会議の目的事項
 - 報告事項 第12期(平成19年4月1日から平成20年3月31日まで)
事業報告及び計算書類報告の件
 - 決議事項
 - 第1号議案 定款の一部変更の件
 - 第2号議案 取締役4名選任の件
 - 第3号議案 監査役2名選任の件
 - 第4号議案 従業員に対するストックオプションとしての新株予約権を発行する件

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類、事業報告および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.skymark.jp>)に掲載させていただきます。

(添付書類)

事業報告

(平成19年4月1日から
平成20年3月31日まで)

1. 当社の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果

当期におけるわが国経済は、企業部門の堅調さによる景気回復が期待されながらも、企業収益や雇用情勢の改善等に停滞傾向が見られ、個人消費も横ばいに推移するなど情勢の変化が生じている中、米国経済の減速や株式・為替市場の変動、原油価格動向等の不安定要因の影響を考慮すると楽観を許さない状況にあります。

航空業界におきましては、国内旅客需要は安定的な水準で推移しておりますが、原油価格の影響による燃料費負担の増加や航空各社の旅客獲得競争の激化等、厳しい経営環境が続いております。

こうした中、当社では、効率性を重視した運航基盤への移行を目指し、航空機の転換と安定的な定期運航路線の確立に努めました。航空機の転換につきましては、Boeing社製737-800型(新造機177席)2機の導入(平成19年8月および平成20年1月にそれぞれ1機)と、Boeing社製767-300型機2機の返還(平成19年11月および平成20年3月にそれぞれ1機)を予定通り実施いたしました。

運航路線につきましては、路線の市場特性と航空機の転換計画の進捗との適切な連動を図り、当期末現在では、航空機10機(Boeing 767-300型 4機、Boeing 737-800型 6機)による東京＝福岡線(10往復/日)、東京＝神戸線(8往復/日)、東京＝札幌線(8往復/日)、東京＝那覇線(3往復/日)の定期路線の運航をいたしました。また、夏季繁忙期におきましては、東京＝那覇線の深夜帯運航(5往復/週)、神戸＝那覇線の季節運航(昼間帯2往復/日、深夜帯5往復/週)を実施いたしました。その結果、運航便数(前年同期比9.3%増)、提供座席数(前年同期比4.3%増)とも前年同期を上回りました。

国内線旅客事業につきましては、適正な運賃水準の継続やサービス面の改善等、お客さまの信頼回復に努めるとともに、路線の定着化が一層進んだ結果、全路線で大幅な搭乗者数の増加(前年同期比26.4%増)につながり、旅客単価も一定水準を維持できたことから旅客収入は49,122百万円(前年同期38,416百万円)と大幅な増収となりました。

東京＝福岡線におきましては、運航便数(前年同期比4.6%増)、提供座席数(前年同期比0.5%減)に対し、搭乗者数(前年同期比18.2%増)、旅客収入(前年同期比17.0%増)とも増加いたしました。東京＝神戸線につきましては、主要路線として定着し、搭乗者数(前年同期比20.1%増)、旅客収入(前年同期比16.8%増)とも増加いたしました。東京＝札幌線につきましては、認知度の広まりや投入機材の適正化等により、運航便数(前年同期比11.9%増)、提

供座席数（前年同期比13.3%減）に対し、搭乗者数（前年同期比23.0%増）、旅客収入（前年同期比27.4%増）とも増加し、主力路線として確立いたしました。東京＝那覇線につきましては、通年に亘る定期路線化と平成19年11月からの増便（1往復／日）により運航便数（前年同期比94.9%増）、提供座席数（前年同期比97.2%増）の増加に比べ、搭乗者数（前年同期比128.9%増）、旅客収入（前年同期比147.8%増）とも大幅に増加し、収益に大きく貢献している路線となりました。

貨物・郵便事業につきましては、東京＝福岡線のための事業となったことや航空機材の転換により平成20年1月から事業を縮小したことから貨物収入は650百万円（前年同期894百万円）となりました。

一方、事業費につきましては、原油価格の上昇による燃料費負担の大幅な増加（前年同期比18.7%増）はあったものの、航空機の転換が計画通り進んでいることから航空機材費は微増（前年同期比2.2%増）にとどまり、着陸料等の空港使用料の減少（前年同期比4.4%減）、航空機2機の返還整備がほぼ計画通り完了したことや整備部品費も安定的な水準で推移したことによる整備費の大幅な減少（前年同期比15.9%減）等により、事業費は44,093百万円（前年同期42,448百万円）となりました。

販売費および一般管理費につきましては、好調な予約状況に伴い販売手数料等が増加したことにより3,054百万円（前年同期2,453百万円）となりましたが売上高比率は改善いたしました。

安全管理体制の強化はもとより、運航能力の維持向上として、整備部品等の補給体制の強化をはじめ、自社操縦士や整備士の養成、新型機（Boeing社製737-800型機）の運航体制整備は計画どおり進捗しております。

今後とも徹底的な管理体制の強化とより一層の安全運航の維持向上を確実なものとしたし、お客様の信頼に応えるべく努めてまいります。

国内定期路線の搭乗実績は次のとおりであります。

	平成19年									平成20年			第12期 平均
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
東京－福岡線	76%	73%	70%	73%	86%	80%	71%	77%	67%	70%	80%	91%	76%
東京－札幌線	70%	79%	78%	76%	88%	86%	72%	78%	68%	70%	82%	85%	78%
東京－神戸線	72%	73%	82%	80%	90%	82%	81%	78%	72%	73%	73%	81%	78%
東京－那覇線	75%	69%	83%	83%	92%	93%	85%	61%	55%	60%	75%	88%	75%
神戸－那覇線	—	—	—	39%	74%	49%	—	—	—	—	—	—	61%
合 計	74%	74%	76%	74%	87%	84%	75%	74%	66%	68%	78%	88%	77%

これらの結果、営業収益は50,373百万円、営業利益は3,224百万円、経常利益は2,749百万円、当期純利益は2,627百万円となりました。上記金額に消費税等は含まれておりません。

なお、平成19年11月3日の神戸発羽田行114便で、機内サービス用カートが動きお客様2名が負傷されるという、当社就航以来初めての事故を発生させました。当社としましては、この事故を重く受け止めるとともに、原因究明と再発防止の徹底を図りました。

(2) 設備投資の状況

当事業年度において実施いたしました設備投資の総額は671百万円で、その主なものは次のとおりであります。

航空機部品	536百万円
-------	--------

(3) 資金調達の状況

当事業年度における資金調達は、自己資金により充当いたしました。

(4) 対処すべき課題

① 営業収入基盤の安定化

経済情勢に応じた適正な航空運賃の浸透、路線毎の市場特性ならびに季節要因等を勘案した営業施策の展開、および販売流通経路における業務処理効率の改善策により安定的な旅客営業収入の確保を図ります。

② 運航品質の向上

航空機の増加、整備体制の自立化の推進と航空機予備部品の拡充を積極的に図ることにより、機体整備を起因とする運航便の遅延や欠航便の発生を極力抑制することに努めてまいります。

③ 業務効率化によるコスト削減と人材の育成強化

新型機の導入、運航路線の展開については、独立した運営体制を基本方針とし、運航路線の環境に適応した体制を適切に選定するとともに、海外の委託先を視野に入れ、常にコストパフォーマンスを追求した事業構造の構築を図ります。また、それぞれの分野での高い専門性の習得はもとより、企業理念に基づく士気の高い人材の育成を強化し、柔軟で機動力のある組織体制を構築してまいります。

(5) 財産および損益の状況の推移

区分	第 9 期	第 10 期	第 11 期	第 12 期 (当 期)
	自平成16年11月1日 至平成17年3月31日	自平成17年4月1日 至平成18年3月31日	自平成18年4月1日 至平成19年3月31日	自平成19年4月1日 至平成20年3月31日
営業収益(百万円)	13,029	35,694	39,725	50,373
経常利益または 経常損失(百万円)	258	△1,169	△4,917	2,749
当期純利益または当 期純損失(百万円)	1,677	△701	△4,944	2,627
1株当たり当期純利益または 1株当たり当期純損失(円)	32.62	△12.89	△85.22	44.14
総資産(百万円)	13,975	18,416	18,478	18,415
純資産(百万円)	8,426	11,396	6,913	9,564
1株当たり純資産額 (円)	163.78	198.42	116.11	159.34

- (注) 1. 1株当たり当期純利益または1株当たり当期純損失は、期中平均発行済株式総数により、また1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数により算出しております。なお、これらの発行済株式総数については、自己株式数を控除して算出しております。
2. 1株当たり当期純利益は、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)および「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)を適用して算出しております。
3. 第11期より「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。
4. 第9期は決算期変更により、平成16年11月1日から平成17年3月31日までの5ヶ月間となっております。
5. △は損失を表します。

(6) 重要な親会社および子会社の状況

重要な子会社等はなく、特に記載すべき事項はありません。

(7) 主要な事業内容 (平成20年3月31日現在)

当社の主要な事業内容は次のとおりであります。

- ① 定期航空運送事業および不定期航空運送事業
- ② これらに附帯する業務

(8) 主要な事業所 (平成20年3月31日現在)

名 称	所 在 地
本 社	東京都港区浜松町
羽 田 事 業 所	東京都大田区羽田空港
東 京 空 港 支 店	東京都大田区羽田空港
千 歳 空 港 支 店 千 歳 営 業 所	北海道千歳市美々
(千歳空港支店) 旭 川 空 港 所	北海道上川郡東神楽町東2線
神 戸 空 港 支 店 神 戸 営 業 所	兵庫県神戸市中央区神戸空港
福 岡 空 港 支 店	福岡県福岡市博多区下臼井
福 岡 営 業 支 店	福岡県福岡市中央区渡辺通
(東京空港支店) 沖 縄 空 港 所	沖縄県那覇市字鏡水

(注) 平成20年3月17日に旭川空港所を開設いたしました。

(9) 従業員の状況 (平成20年3月31日現在)

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,095名	65名増	30.4歳	2.1年

- (注) 1. 従業員数には、受入出向者1名を含んでおりません。
2. 派遣運航乗務員43名については、従業員数には含まれておりません。
3. 旭川空港所の開設・保有機材増等に伴い、従業員数が増加しております。

(10) 主要な借入先の状況 (平成20年3月31日現在)

平成20年3月31日現在で、借入金はありません。

(11) その他当社の現況に関する重要な事項

①新規路線の就航

平成20年4月25日より東京＝旭川線（3往復／日）の新規就航を開始しております。また第13期（平成20年度）中を目処に、中部国際空港への就航を計画しております。

2. 当社の株式に関する事項（平成20年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 187,720,000株
- (2) 発行済株式の総数 59,885,700株（自己株式345,486株を含む）
- (3) 株主数 14,061名

(4) 大株主 （上位10名を表示）

株主名	持株数	出資比率
西久保 慎一	26,873千株	45.1%
株式会社エイチ・アイ・エス	10,379千株	17.4%
オリックス株式会社	1,203千株	2.0%
ニッセイ同和損害保険株式会社	492千株	0.8%
不破 義夫	436千株	0.7%
野村証券株式会社	277千株	0.4%
日興コーディアル証券株式会社	255千株	0.4%
吉 田 望	250千株	0.4%
東京海上日動火災保険株式会社	240千株	0.4%
ゴールドマン・サックス・インターナショナル	238千株	0.4%

(注) 1. 当社は自己株式（345,486株）を保有しておりますが、上記大株主から除外しております。

2. 出資比率は自己株式を控除し、表示単位未満の端数を切捨てて表示しております。

3. 当社の新株予約権等に関する事項

(1) 新株予約権の状況（平成20年3月31日現在）

① 新株予約権の概要

当社が職務執行の対価として従業員等に交付した新株予約権の平成20年3月31日現在の状況は次のとおりです。

発行回次 (発行日)	新株予約権 の数	新株予約権の目的となる株式の種類及び数	発行 価格	権利行使時の1株当たりの払込金額	権利行使期間	対象者 (発行時点)
第1回 新株予約権 (平成16年4月1日)	1,298個	当社普通株式 259,600株	無償	296円	平成18年4月1日～ 平成23年3月31日	当社取締役、 監査役および従業員
第2回 新株予約権 (平成16年6月1日)	152個	当社普通株式 30,400株	無償	448円	平成18年6月1日～ 平成23年3月31日	当社従業員
第3回 新株予約権 (平成17年7月1日)	4,310個	当社普通株式 431,000株	無償	766円	平成19年7月1日～ 平成24年6月30日	当社取締役、 監査役および従業員
第5回 新株予約権 (平成18年7月1日)	3,904個	当社普通株式 390,400株	無償	608円	平成20年7月1日～ 平成25年6月30日	当社従業員
第7回 新株予約権 (平成19年7月1日)	6,136個	当社普通株式 613,600株	無償	339円	平成21年7月1日～ 平成26年6月30日	当社従業員
合併によりゼロ 株式会社から承 継した第1回新 株予約権 (平成14年7月1日)	11個	当社普通株式 3,300株	無償	361円	平成16年7月1日～ 平成23年6月30日	当社取締役お よび従業員
合併によりゼロ 株式会社から承 継した第2回新 株予約権 (平成15年7月1日)	446個	当社普通株式 133,800株	無償	337円	平成15年10月1日～ 平成20年9月30日	当社取締役、 監査役、従業員 および業務 委託契約者
合併によりゼロ 株式会社から承 継した第3回新 株予約権 (平成16年7月1日)	153個	当社普通株式 45,900株	無償	565円	平成18年7月1日～ 平成22年6月30日	当社取締役、 従業員および 業務委託 契約者

- ②当社役員が保有する職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
 上記①の新株予約権のうち、当社役員が保有する新株予約権の区分別の状況は次のとおりです。

区分	発行回次	新株予約権の数	保有者数
取締役	第1回新株予約権	20個	1名
	第3回新株予約権	210個	3名
	合併によりゼロ株式会社から承継した第2回新株予約権	350個	2名
	合併によりゼロ株式会社から承継した第3回新株予約権	60個	2名
監査役	第3回新株予約権	90個	4名

- (2) 当事業年度中に従業員等に職務執行の対価として交付した新株予約権の状況
 平成19年6月27日開催の取締役会決議により、次のとおり交付しております。

区分	交付した新株予約権の数	新株予約権の目的となる株式の種類および数	発行価格	権利行使時の1株当たりの払込金額	権利行使期間	交付者数
当社従業員	6,944個	当社普通株式 694,400株	無償	339円	平成21年7月1日～ 平成26年6月30日	868名

・その他主な行使・取得の条件

定年退職後、権利行使期間の範囲内で2年間に限り権利行使可能。

譲渡・質入その他の処分および相続は不可。

行使条件を満たすことができなくなった新株予約権は、当社が無償で取得できる。

- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項（平成20年3月31日現在）

平成18年9月8日開催の取締役会決議により発行した新株予約権10,000個のうち、未行使であった8,000個については、平成19年5月11日に当社において取得をいたしました。

その後、平成19年10月16日開催の取締役会決議を経て、同17日にその全てを消却しております。

4. 当社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等 (平成20年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当および他の法人等の代表状況等
代表取締役 会長兼社長	西久保 慎一	監査室・情報システム部門・販売部門・ 総務人事部門担当, 安全推進委員会委員長, 販売本部長 (委嘱)
取締役副会長	井手 隆 司	生産部門担当, 安全統括管理者
取 締 役	不 破 義 夫	空港本部長 (委嘱)
取 締 役	有 森 正 和	財務部門・経営企画室担当, 経理本部長・経営企画室長 (委嘱)
常勤監査役	崎 井 重 信	
監 査 役	吉 田 望	株式会社ノゾムドットネット代表取締役
監 査 役	大 野 尚	ビッグ・フィールド・マネージメント 株式会社代表取締役
監 査 役	鳥 羽 史 郎	鳥羽公認会計士事務所所長 株式会社みのり会計代表取締役

- (注) 1. 監査役崎井重信、吉田望、鳥羽史郎の3氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
2. 監査役鳥羽史郎氏は公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

(2) 取締役および監査役の報酬等の額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役 (うち社外取締役)	4名 (1名)	70,680千円 (-)
監 査 役 (うち社外監査役)	4名 (3名)	14,700千円 (12,300千円)
合 計 (うち社外役員)	8名 (3名)	85,380千円 (12,300千円)

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、平成12年1月31日開催の第3回定時株主総会において年額100百万円以内 (ただし、使用人分給与は含まない。) と決議いただいております。
2. 監査役の報酬限度額は、平成12年1月31日開催の第3回定時株主総会において年額30百万円以内と決議いただいております。

(3) 社外役員に関する事項

① 他の会社における業務執行取締役・社外役員との兼任状況

(平成20年3月31日現在)

区 分	氏 名	他の会社における業務執行取締役および社外役員の兼任状況
監 査 役	吉 田 望	株式会社ノゾムドットネット代表取締役
監 査 役	鳥羽史郎	鳥羽公認会計士事務所所長 株式会社みのり会計代表取締役

- ・当社と社外監査役が役員を兼任している各社との間には、重要な取引その他の特別な関係はありません。
- ・監査役崎井重信氏については、兼任している会社はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

- ・取締役会および監査役会への出席状況

区 分	氏 名	取締役会（16回開催）		監査役会（13回開催）	
		出席回数	出席率	出席回数	出席率
監 査 役	崎 井 重 信	16回	100%	13回	100%
監 査 役	吉 田 望	12回	75%	13回	100%
監 査 役	鳥 羽 史 郎	11回	69%	12回	92%

- ・取締役会、監査役会における発言状況
監査役崎井重信氏は、長年の金融機関経験や他社における常勤監査役・内部監査室長を務めた企業監査役としての経歴から、同吉田望氏は企業経営に関する評論活動を通じた幅広い見識に基づき、また同鳥羽史郎氏は公認会計士として会計監査をはじめとした専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための意見表明を行い、監査機能を十分に発揮しました。また、各監査役とも監査役会の審議および監査意見の形成に必要な発言を適切に行っております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。
監査役崎井重信、吉田望、鳥羽史郎の各氏の当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、500万円または会社法第425条第1項に定める額のいずれか高い額としております。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称

東陽監査法人

(2) 当事業年度に係る報酬等の額

公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額 1,550万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 公認会計士法第2条第1項の業務以外の非監査業務に係る報酬等の額は
ありません。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定方針

当社は、会社法第340条に定める監査役会による会計監査人の解任のほか、原則として、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、監査役会の同意又は請求により、会計監査人の解任又は不再任に関する議題を株主総会に提案いたします。

(4) 会計監査人の過去2年間の業務停止処分等の状況

特に該当事項はありません。

6. 内部統制に関する基本方針

当社は、平成18年5月18日の取締役会にて「内部統制に関する基本方針」を決議していましたが、平成20年4月15日の取締役会において下記のとおり一部改定し、体制整備を進めております（下線部は改定箇所を表します）。

(1) 取締役、使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、既に定めある「コンプライアンス規程」を、取締役、使用人が法令・定款および社会規範を遵守した企業活動を行うための行動規範とする。

その徹底を図るため、総務人事本部がコンプライアンスを社内横断的に統括することとし、コンプライアンス体制の構築、維持・整備にあたる。

監査役および監査室は連携し、コンプライアンス体制の調査、法令・定款上の問題の有無を調査し、取締役会に報告する。取締役会は、定期的にコンプライアンス体制を見直し、問題点の把握と改善に努める。

法令違反等を防止し、または早期発見のうえ是正するために、「内部通報制度」を活用し運営する。

健全な会社経営のため、反社会的勢力とは関わりを持たず、また、反社会的勢力による不当な要求に対しては、当社全体で毅然とした対応をとるものとする。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する事項

取締役の職務執行に係る情報は、「文書管理規程」および「情報セキュリティ規程」に基づき文書または電磁的媒体（以下、文書等という）に記録し整理・保存する。

監査役は、当該文書等の整理・保存について監査し、必要に応じて取締役会に報告する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社のリスク管理は、総務人事本部が総括すると共に、各部門においては規程・マニュアル類の整備、教育・研修の実施等により、部門毎のリスク管理体制を確立する。

この内、安全運航に関するリスクについては、代表取締役社長が委員長となり、関連する全部門により組成される「安全推進委員会」を定期的開催し、リスクの回避・解決策を審議・決定し、安全の維持・向上を図る。

監査役および監査室は、各部門のリスク管理状況を監査し、その結果を取締役に報告する。取締役会は、定期的にリスク管理体制を見直し、問題点の把握と改善に努める。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は、取締役および使用人が共有する、年度経営計画等の全社的な目標を定め、各部門担当取締役は、その目標達成のために各部門が実施すべき具体的な施策、および職務権限・意思決定ルールを含めた効率的な業務遂行体制を定める。

各部門担当取締役は、その進捗状況を取締役会および本部長会において定期的に報告し、施策および業務遂行体制を阻害する要因の分析とその改善を図っていく。

(5) 当社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

該当する子会社はない。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制、並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議の上、監査室員をその使用人として指名することができる。

監査役が指定する補助すべき期間中は、指名された使用人への指揮権は監査役に委譲されたものとし、取締役の指揮・命令は受けないものとする。

(7) 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制、その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役および使用人は、法令および定款に定める事項に加え、会社の信用や業績に大きな影響を及ぼすおそれのある事項、内部監査の実施状況、その他必要な重要事項を、すみやかに監査役に対して報告する。

監査役は、会計監査人および監査室と緊密な連携を保つと共に、代表取締役とも継続的に意見交換会を実施することで、監査の実効性を確保する。また、監査役は、監査の実施にあたり必要と認めるときは、顧問弁護士等より助言を受けることができるものとする。

以上

貸借対照表

(平成20年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	6,650,936	流動負債	6,669,296
現金預金	1,489,045	営業未払金	2,072,742
営業未収入金	2,346,550	未払金	324,992
貯蔵品	686,643	未払費用	413,287
未収入金	479,084	未払法人税等	24,697
未収還付消費税	151,332	前受旅客収入金	1,537,368
前払費用	1,492,115	預り金	212,752
その他	54,637	返還整備引当金	1,611,837
貸倒引当金	△48,472	定期整備引当金	406,586
固定資産	11,623,104	その他	65,030
有形固定資産	3,332,692	固定負債	2,181,862
建物	220,135	定期整備引当金	2,129,316
航空機材	2,077,045	その他	52,546
車両運搬具	343,937	負債合計	8,851,158
器具備品	274,733	純資産の部	
建設仮勘定	416,839	株主資本	9,487,431
無形固定資産	29,781	資本金	4,202,465
ソフトウェア	15,347	資本剰余金	6,716,782
その他	14,433	資本準備金	6,701,465
投資その他の資産	8,260,631	その他資本剰余金	15,317
関係会社出資金	4,200	利益剰余金	△1,340,828
敷金・保証金	2,189,152	その他利益剰余金	△1,340,828
長期貸付金	10,776	繰越利益剰余金	△1,340,828
長期預け金	6,011,632	自己株式	△90,988
長期前払費用	49,536	新株予約権	77,138
その他	6,109	純資産合計	9,564,569
貸倒引当金	△10,776	負債及び純資産合計	18,415,728
繰延資産	141,686		
開発費	141,686		
資産合計	18,415,728		

(注) 記載金額は、千円未満を切捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(自平成19年4月1日
至平成20年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金	額
営 業 収 益		50,373,161
事 業 費		44,093,895
営 業 総 利 益		6,279,265
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		3,054,881
営 業 利 益		3,224,384
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	4,103	
違 約 金 収 入	256,852	
そ の 他	69,350	330,306
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	3,813	
為 替 差 損	799,246	
そ の 他	1,652	804,711
経 常 利 益		2,749,979
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	3,764	
有 価 証 券 売 却 益	11,520	
貸 倒 引 当 金 戻 入 益	67,204	
前 期 損 益 修 正 益	11,602	
そ の 他	594	94,686
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	14,680	
固 定 資 産 売 却 損	275	
業 務 委 託 契 約 整 理 損	74,772	
施 設 貸 借 契 約 解 約 損	74,139	
そ の 他	28,480	192,348
税 引 前 当 期 純 利 益		2,652,317
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		24,331
当 期 純 利 益		2,627,986

(注) 記載金額は、千円未満を切捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（ 自平成19年4月1日
至平成20年3月31日 ）

(単位：千円)

	株 主 資 本							
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		自 己 株 式	株 主 資 本 計 合
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資 本 剰 余 金 合 計	そ の 他 利 益 剰 余 金 合 計	利 益 剰 余 金 合 計		
平成19年3月31日残高	4,202,465	6,701,465	15,317	6,716,782	△3,968,814	△3,968,814	△90,988	6,859,444
事業年度中の変動額								
当期純利益	—	—	—	—	2,627,986	2,627,986	—	2,627,986
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	—	—	—	—	—	—	—	—
事業年度中の変動額 合計	—	—	—	—	2,627,986	2,627,986	—	2,627,986
平成20年3月31日残高	4,202,465	6,701,465	15,317	6,716,782	△1,340,828	△1,340,828	△90,988	9,487,431

	新 株 予 約 権	純 資 産 計
平成19年3月31日残高	53,768	6,913,213
事業年度中の変動額		
当期純利益	—	2,627,986
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	23,369	23,369
事業年度中の変動額 合計	23,369	2,651,356
平成20年3月31日残高	77,138	9,564,569

- (4) 繰延資産の処理方法
株 式 交 付 費……………支出時に全額を費用として処理しております。
開 発 費……………5年で毎期均等償却しております。
- (5) 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準
外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として計上しております。
- (6) 引当金の計上基準
貸 倒 引 当 金……………債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
賞 与 引 当 金……………従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。
定 期 整 備 引 当 金……………航空機材の定期整備費用の支出に備えるため、定期整備費用見積額を計上しております。
返 還 整 備 引 当 金……………航空機材の返還整備費用の支出に備えるため、返還整備費用見積額を計上しております。
- (7) 収益の計上基準
営業収益のうち旅客収入につきましては、旅客運送完了時に収益に計上しております。
- (8) リース取引の処理方法
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引につきましては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を採用しております。
- (9) 消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理につきましては、税抜方式を採用しております。

2. 貸借対照表関係

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額 2,973,895千円
(2) 貸借対照表に計上した固定資産のほか、航空機10機、予備エンジン2基等についてはリース契約により使用しております。

3. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数

普通株式 59,885,700株

(2) 自己株式の種類及び総数

普通株式 345,486株

(3) 新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 904,000株

4. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生 の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

繰越欠損金	131,255千円
定期整備引当金否認	1,031,949千円
返還整備引当金否認	876,047千円
為替差損益	266,796千円
未払概算源泉税	24,887千円
その他	30,484千円

(繰延税金資産小計) 2,361,418千円

評価性引当額 △2,361,418千円

繰延税金資産合計 —

5. リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上したリースのほか、車両の一部については、リース契約により使用しております。

なお、リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引は以下のとおりであります。

(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額

(単位：千円)

	取得価額 相当額	減価償却累計 額相当額	期末残高 相当額
車両運搬具	82,445	49,390	33,054
ソフトウェア	19,620	15,369	4,251
合計	102,065	64,759	37,305

(2) 未経過リース料期末残高相当額等

未経過リース料期末残高相当額	
1年内	11,205千円
1年超	26,140千円
合計	37,345千円

(3) 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失

支払リース料	9,317千円
減価償却費相当額	8,558千円
支払利息相当額	343千円

(4) 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(5) 利息相当額の算出方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

6. 関連当事者との取引に関する注記

役員及び個人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金は 又出資金 (千円)	事業の 内容 又は職業	議決権 の被 割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員 の 兼任等	事業 上 の 関係				
役員 及び その 親 近 者	西久保慎一	東京都 港区	-	当社代表 取締役	(被所有) 直接 44.8	-	-	資金の 借入	1,200,000	役員 借入金	-
								利息の 支払	2,461	-	-

(注) 役員借入につきましては、当社の資金の状況ならびに市場金利を勘案し借入条件を決定しております。

7. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	159円34銭
1株当たり当期純利益	44円14銭

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成20年5月14日

スカイマーク株式会社
取締役会 御中

東陽監査法人

指 定 社 員 公認会計士 宮 崎 敬 之 ㊞
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員 公認会計士 石 戸 喜 二 ㊞
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員 公認会計士 篠 崎 卓 ㊞
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、スカイマーク株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第12期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第12期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。子会社については、子会社に対し事業の報告を求め、その業務及び財産の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の執行が適正に行われていることを確保するための体制」（会社計算規則第159条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の遂行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であり、当該決議に基づき体制整備が行われている段階にあるものと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成20年5月15日

スカイマーク株式会社 監査役会

常勤監査役 崎 井 重 信 ㊟

監 査 役 吉 田 望 ㊟

監 査 役 大 野 尚 ㊟

監 査 役 鳥 羽 史 郎 ㊟

(注) 監査役崎井重信、吉田望及び鳥羽史郎は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 定款の一部変更の件

1. 変更の理由

当社は、定款において監査役の員数を4名以内と定めておりましたが、経営監査業務の体制強化のため、監査役の員数を下記のとおり変更をお願いしたいと存じます。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
第5章 監査役及び監査役会 (監査役の員数) 第30条 当会社の監査役は、 <u>4</u> 名以内とする。	第5章 監査役及び監査役会 (監査役の員数) 第30条 当会社の監査役は、 <u>5</u> 名以内とする。

第2号議案 取締役4名選任の件

取締役4名全員は本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (他の法人等の代表状況)	所有する当社の 株式数
1	西久保 慎一 (昭和30年7月25日生)	昭和53年4月 大同塗料株式会社入社 昭和56年10月 株式会社ソード電算機システム入社 昭和60年2月 株式会社システム工学社代表取締役 平成2年9月 株式会社シーネット代表取締役 平成5年12月 マスターネット株式会社(ゼロ株式会社)代表取締役社長 平成14年5月 同社代表取締役会長 平成16年1月 当社代表取締役社長 平成17年6月 当社代表取締役会長兼社長(現在に至る)	26,873,200株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (他の法人等の代表状況)	所有する当社 の株式数
2	井手 隆 司 (昭和28年8月10日生)	昭和51年4月 キャセイバシフィック航空 会社入社 昭和63年9月 プリティッシュ・エアウェ イズ社入社 平成10年6月 同社日本地区営業部長 平成10年12月 当社代表取締役社長 平成15年1月 当社取締役副会長 (現在に至る)	20,000株
3	不 破 義 夫 (昭和36年5月13日生)	昭和59年4月 ソード株式会社入社 平成5年9月 株式会社シーネット(平成 8年9月ゼロ株式会社と合 併)入社 平成6年1月 ゼロ株式会社取締役企画部 担当 平成11年4月 同社専務取締役企画担当 平成14年5月 同社代表取締役社長 平成16年11月 当社取締役 (現在に至る)	436,700株
4	有 森 正 和 (昭和31年11月17日生)	昭和54年4月 日興証券株式会社入社 昭和55年11月 日本合同ファイナンス株式 会社(現株式会社ジャフ コ)入社 平成7年10月 同社広島支店長 平成9年6月 同社福岡支店長 平成13年4月 同社第一投資グループ投資 1チーム ゼネラルマネー ジャー 平成14年6月 ゼロ株式会社取締役財務担 当 平成17年6月 当社取締役 (現在に至る)	24,400株

(注) 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

第3号議案 監査役2名選任の件

監査役 吉田望氏は本総会終結の時をもって退任されます。

つきましては、（第1号議案の承認を条件として）経営監査業務の体制強化のため、新たに監査役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

監査役候補者は、次のとおりであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (他の法人等の代表状況)	所有する当社の 株式数
1	柳田 圭三郎 (昭和24年2月24日生)	昭和46年4月 日本航空株式会社入社 昭和53年9月 同社運航管理者 平成6年7月 同社函館空港所長 平成9年7月 当社入社 空港企画部長 平成9年12月 当社運航業務部長 平成11年7月 当社東京空港支店長 平成13年6月 当社経営企画室長 平成17年7月 当社執行役員運航本部長 (兼 安全推進委員会事務局 長) 平成20年4月 当社参与 安全推進委員会事 務局長 (現在に至る)	0株
2	中本 伸一 (昭和33年1月17日生)	昭和53年4月 ハドソン株式会社入社 昭和58年4月 同社取締役 平成元年12月 同社常務取締役 平成11年5月 同社代表取締役副社長 平成14年4月 同社取締役執行役員副社長 平成14年7月 同社取締役 平成16年6月 同社ネットワーク・コンテ ンツ事業本部長上級顧問 平成17年4月 有限会社サイレントシステ ム代表取締役 平成19年1月 同社取締役 (現在に至る)	0株

(注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 中本伸一氏は社外監査役候補者であります。

3. 社外監査役候補者の選任理由について
中本伸一氏につきましては、上場企業において代表取締役等を努める等豊富な経験と多様な見識を有しており、当社の社外監査役として、適切な助言・提言をしていただけるものと判断したため、選任をお願いするものであります。
4. 中本伸一氏が選任された場合、当社は同氏との間で500万円または会社法第425条第1項に定める最低責任限度額とのいずれか高い額を限度とする責任限定契約を締結する予定です。

第4号議案 従業員に対するストックオプションとしての新株予約権を発行する件

会社法第236条、第238条並びに第239条の規定に基づき、以下の要領により、当社の従業員に対しストックオプションとして新株予約権を発行する新株予約権の募集事項の決定を取締役に委任することにつき、承認をお願いするものであります。

1. 株主以外の者に対し特に有利な条件をもって新株予約権を引受ける者を募集する理由
ストックオプション制度の活用により、当社の従業員に対し、当社業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的として新株予約権を無償で発行するものであります。
2. 株主総会決議による委任に基づき募集事項を決定することができる新株予約権の数の上限
8,000個
3. 新株予約権の払込金額
無償とする。(本件新株予約権につき金銭の払込みを要しない。)
4. 新株予約権発行の要領
 - (1)新株予約権の割当てを受ける者
当社の従業員
 - (2)新株予約権の目的たる株式の種類及び数
当社普通株式800,000株を上限とし、本新株予約権1個当たりの新株予約権の目的となる株式の数は100株とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整による1株未満の端数については、これを切捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

(3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権1個当たりの行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める1株当たりの払込金額に新株予約権1個当たりの目的となる株式数を乗じた金額とする。

1株当たりの払込金額は、東京証券取引所における当社普通株式普通取引の新株予約権割当日の属する月の前月各日（取引が成立していない日を除く）における当社普通株式の終値の平均値に1.025を乗じた金額とし、1円未満の端数は切上げる。

ただし、その金額が新株予約権割当日の前営業日の終値（取引が成立しない場合はその直近日の終値）を下回る場合は、その終値とする。

なお、新株予約権割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により払込金額を調整し、調整による1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株を発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整による1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新株式発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

(4) 新株予約権の権利行使期間

平成22年7月1日から平成27年6月30日まで

(5) 新株予約権の行使の条件

①新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社の従業員であることを要する。ただし、定年退職の場合には（4）に定める権利行使期間の範囲内で、当該期間の開始時、または退職のどちらか遅い時点から2年間に限り権利行使できるものとする。

②新株予約権の質入その他の処分および相続はこれを認めない。

- ③その他の条件については、本株主総会および取締役会決議に基づき、当社と従業員との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
- (6)新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額および資本準備金に関する事項
新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は切上げる。
残額は資本準備金に組入れるものとする。
- (7)譲渡による新株予約権の取得制限
譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。
- (8)新株予約権の取得事由
- ①当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案が当社株主総会で承認された場合、当社は、当社取締役会において別途決定する日において、無償で新株予約権を取得することができる。
 - ②新株予約権の割当を受けた者が、権利を行使する条件に該当しなくなった場合、当社は、当社取締役会において別途決定する日において、無償で新株予約権を取得することができる。
- (9)新株予約権のその他の内容
新株予約権に関するその他の内容については、今後の募集新株予約権発行の取締役会において、その他の募集事項と併せて定めるものとする。

以 上

